

魚津市告示第28号

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について

魚津市建設工事標準請負契約約款（平成9年魚津市告示第12号）の一部を
次のように改正する。

令和7年2月13日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
第1条 - 第9条 (略)	第1条 - 第9条 (略)
(現場代理人及び主任技術者等)	(現場代理人及び主任技術者等)
第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置き、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) (略)	第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置き、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) (略)
(2) 主任技術者 (建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の主任技術者をいう。以下同じ。)、監理技術者 (同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の監理技術者 (監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。)をいう。以下同じ。)又は監理技術者補佐 (同項第2号に規定する者をいい、監理技術者を置く場合であって、同項第2号の規定により監理技術者が兼務する場合に限る。以下同じ。)	(2) 主任技術者 (建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の主任技術者をいう。以下同じ。)、監理技術者 (同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の監理技術者 (監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。)をいう。以下同じ。)又は監理技術者補佐 (同項ただし書に規定する者をいい、監理技術者を置く場合であって、同項ただし書の規定により監理技術者が兼務する場合に限る。以下同じ。)
(3) (略)	(3) (略)
2 - 4 (略)	2 - 4 (略)
5 現場代理人、監理技術者等 (監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。	5 現場代理人、監理技術者等 (監理技術者、管理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
第11条 - 第28条 (略)	第11条 - 第28条 (略)
(不可抗力による損害)	(不可抗力による損害)
第29条 (略)	第29条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額 (工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額 (以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事	4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額 (工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額 (以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事

改正後	改正前
<p>における損害については、発注者が<u>損害合計額</u>を負担するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第30条 - (a) 第34条 (略)</p> <p>（前金払）</p> <p>(b) 第34条 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>7 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>8・11 (略)</p> <p>(a) 第35条 - 第55条 (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>における損害については、発注者が<u>損害合計金額</u>を負担するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第30条 - (a) 第34条 (略)</p> <p>（前金払）</p> <p>(b) 第34条 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>7 <u>第1項及び第4項</u>の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金<u>及び中間前払金</u>を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分<u>及び中間前払金相当分</u>（<u>円以内</u>）を含めて前払金<u>及び中間前払金</u>の支払いを請求することができる。</p> <p>8・11 (略)</p> <p>(a) 第35条 - 第55条 (略)</p> <p>(注) (略)</p>

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。